

# 民生協議会協議事項

〔 日時 令和3年5月21日(金)  
午前10時  
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 旧八戸市休日夜間急病診療所の貸付けについて
- 2 八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 5 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について
- 6 令和3年度における地区敬老会の開催自粛等について
- 7 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 9 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について

- 10 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 11 八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 12 八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 13 八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 14 新型コロナワクチンの接種状況について
- 15 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について
- 16 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について
- 17 八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について
- 18 物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 19 令和3年度八戸市総合防災訓練の実施について

## 旧八戸市休日夜間急病診療所の貸付けについて

### 1 貸付けする物件

- (1) 所在地 八戸市根城八丁目8番155
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (3) 延床面積 449.26㎡ (1階250.28㎡、2階198.98㎡)
- (4) 建築年度 昭和60年度

### 2 貸付けする相手方

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 理事長 高島 司

### 3 使用目的

事業団本部事務所及び児童養護施設浩々学園分園型小規模グループホーム<sup>※</sup>として使用するもの。(事業団において、建物内部を改修)

※「分園型小規模グループホーム」とは

厚生労働省が推進している児童養護施設の小規模化、施設機能の地域分散化に向けた施設類型の一つ。できる限り良好な家庭的環境を確保し、児童に質の高い個別的なケアを提供することを目的として設置するもの。定員は6人以上8人以下。

#### 【使用イメージ】

1階： 事業団本部事務所（総合福祉会館4階から移転）

→ 事務室、会議室、応接室、トイレ等を整備

2階： 浩々学園分園型小規模グループホーム（新設）

→ 児童居室(6室)、職員室、キッチン・ダイニング、浴室、トイレ等を整備

### 4 貸付けの経緯

厚生労働省の方針に従い、事業団では、浩々学園の小規模化・地域分散化の取組をまとめた「浩々学園推進計画」を策定し、青森県へ提出している。

事業団がこの計画に沿って根城地区内で適した物件を探す中で、令和2年6月に田向地区に機能を移転し、その役目を終えた旧八戸市休日夜間急病診療所の建物を使用したい旨申入れがあり、市でこれを検討した結果、児童養護施設の公益性や入所児童の処遇改善が期待されること等を勘案し、貸付けすることとしたもの。

### 5 貸付期間

令和3年5月1日から令和8年3月31日まで（更新あり）

### 6 貸付料

1年次（令和3年度） 年額 727,149円

2年次以降（令和4年度以降） 年額 793,254円

### 7 今後の予定

令和3年5月下旬～10月末	事業団にて施設内部の改修工事
11月以降	事業団本部移転、浩々学園分園型小規模グループホーム運営開始

## 八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

### 2. 改正の概要

#### (1) 適切なハラスメント対策

・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めるものとする。

#### (2) 感染症や災害の発生時における業務継続計画

・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付けるものとする。【2年8か月の経過措置期間あり】

#### (3) 災害対応時における地域住民との連携

・避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

#### (4) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止

・感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を義務付けるものとする。【2年8か月の経過措置期間あり】

### 3. 施行期日 令和3年8月1日

## 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、本市においても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### ・電磁的記録について

児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所）における書面の作成等について、電磁的記録により行うことを可能とし、業務負担の軽減を図るもの。

改正前	改正後
—	児童福祉施設は、記録、作成等に関して書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。

### 3 施行期日

令和3年7月1日

## 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、本市においても家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 電磁的記録について

家庭的保育事業者等における書面の作成等について、電磁的記録により行うことを可能とし、業務負担の軽減を図るもの。

改正前	改正後
—	家庭的保育事業者等は、記録、作成等に関して書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。

#### (2) その他

家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する規定について、文言の修正等を行うもの。

### 3 施行期日

(1) 電磁的記録に関する規定については、令和3年7月1日。

(2) その他については、公布の日。

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分) について

### 1. 給付金の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。

### 2. 給付金支給対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）

※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする

- ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

### 3. 給付額

児童1人当たり一律5万円

### 4. 対象世帯数（概算）

上記2. ①	1,200 世帯	児童数	2,100 人
②	900 世帯	児童数	1,400 人
計	2,100 世帯	児童数	3,500 人

### 5. 給付までの流れ

#### ①申請不要の対象者

- 6月中旬 対象世帯確定
- 7月上旬 通知発送
- 7月中旬 支払

#### ②申請必要の対象者

- 7月中旬 対象見込み世帯に通知・市ホームページや広報に掲載
- 7月下旬～令和4年3月中旬 申請受付
- 8月～ 随時支払い

### 6. 所要額（全額国庫負担・6月補正）

- 事業費 175,000 千円
- 事務費 5,000 千円

## 令和3年度における地区敬老会の開催自粛等について

### 1. 令和3年度の地区敬老会について

今年度の地区敬老会については、新型コロナウイルスの感染拡大の収束の見通しが立たないこと等を踏まえ、各地区の民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会に対し、開催の自粛を要請している。

### 2. お祝い品の贈呈について

市からの自粛要請により地区敬老会の開催を中止することになるが、敬老会の参加対象者へのお祝い品を贈呈する事業費に対して、市では、地区敬老会補助金の範囲（1人につき900円以内）で、主催者である各地区の民生委員児童委員協議会に対して補助金を交付する。


### 3. 地区敬老会補助金の見直しについて

今後も人口減少・少子高齢化が進むことが予想され、社会保障費が膨らむ中で、限られた財源をより効果的に活用するため、高齢福祉の分野においても事業の見直しが求められている。

また、地区敬老会に対して補助を行っている他都市においても、平均寿命の延伸や財政的な事情を背景に、補助金の対象年齢を引き上げている事例が見受けられる。

これらのことから、平成30年度より、民児協役員・地区社協会長代表の皆様と協議を重ね、補助金の見直しを検討した結果、今年度より段階的に補助対象年齢を引き上げることとする。

令和2年度・・・補助単価900円/人・対象年齢75歳以上

《今年度より段階的に補助対象年齢を見直し》 

令和3～4年度・・・補助単価900円/人・対象年齢76歳以上

令和5年度以降・・・補助単価900円/人・対象年齢77歳以上

(裏面参照)



## 八戸市地区敬老会補助金 対象年齢

補助年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象年齢	75歳以上	76歳以上	76歳以上	77歳以上	77歳以上	77歳以上
昭和20年1月1日～ 昭和21年4月1日生 (※)	<b>75</b>	<b>76</b>	<b>77</b>	<b>78</b>	<b>79</b>	<b>80</b>
昭和21年4月2日～ 昭和22年4月1日生	74	75	<b>76</b>	<b>77</b>	<b>78</b>	<b>79</b>
昭和22年4月2日～ 昭和23年4月1日生	73	74	75	76	<b>77</b>	<b>78</b>
昭和23年4月2日～ 昭和24年4月1日生	72	73	74	75	76	<b>77</b>

(単位：歳)

※令和2年度から対象年齢の基準を暦年(1～12月)から年度(4～3月)に変更。

令和2年度は、令和元年度に対象外だった昭和20年1月1日～4月1日生まれの者も対象に含めたもの。

## 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

### 1 改正する条例

- (1-1) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (1-2) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

### 2 改正理由

国の基準省令の一部改正（3月23日）に伴い、同省令に倣って当市で定めた障害福祉サービス等の基準等を定める各条例の一部改正を行うものである。

### 3 改正の概要

- ①指定障害福祉サービス事業所等の業務負担軽減やサービス利用者の利便性向上を図る観点から、事業所等における諸記録の作成、保存等や利用者への説明、同意のうち書面で行うものについて、原則として電磁的記録による対応を認める。【(1-1), (2)～(7)】
- ②基準省令の改正に伴う所要の改正【(1-1), (1-2)】

### 4 施行期日

- ①令和3年7月1日
- ②公布の日

## 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

### 1. ワクチンの供給状況

ワクチン供給時期	箱数	接種可能回数	接種対象者
4月12日の週	1	975回分	高齢者施設、医療従事者
4月19日の週	1	975回分	高齢者施設、医療従事者
4月26日の週	1	975回分	高齢者施設、医療従事者
5月3日の週	3	2,925回分	高齢者施設
5月10日及び17日の週	35	40,950回分	高齢者施設、高齢者(施設入所者以外)
5月24日及び31日の週	34	39,780回分	高齢者施設、高齢者(施設入所者以外)

※医療従事者向け接種に対し、高齢者向けワクチンの一部を融通している。

※6月末までにすべての高齢者の2回接種分にあたる数量が供給される見通し。

### 2. 接種状況（令和3年5月18日現在）

対象者	接種開始日	1回目	2回目	対象人数
医療従事者	3月8日	8,446人	6,040人	約9,700人
高齢者（施設入所者）	4月21日	691人	120人	約4,300人
高齢者施設従事者	4月21日	702人	248人	約2,800人
高齢者（施設入所者以外）	5月24日	0人	0人	約65,500人
その他（16歳以上64歳以下）	未定	0人	0人	約115,900人

### 3. 実施計画の変更

#### (1) 集団接種の予約開始日の変更

(変更前) 6月14日(月) → (変更後) 6月10日(木)

#### (2) 集団接種の実施曜日の変更

(変更前) 八戸市総合保健センター、YSアリーナ八戸 : 水・木・土・日・祝

(変更後) 八戸市総合保健センター : 毎日

YSアリーナ八戸 : 土・日

※開催日が祝日の場合にも実施

### 4. 今後の進め方

- ・ 国では、7月末までに高齢者向け接種（2回）を完了できるよう市町村に要請
- ・ 一方で、6月中には次の接種順位として国が定める者（基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者）に対し接種券を送付できるよう準備することを求めている
- ・ 市としては、高齢者向け接種の進捗を見ながらさらなる体制拡充について関係機関と協議するとともに、次の接種順位の対象者への接種券の送付について検討を進める

## 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料を同機構にて徴収することとなることから、市におけるマイナンバーカードの再交付手数料を廃止するためのものである。

### 2 改正の内容

八戸市手数料条例別表第1 総務関係手数料の5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。）関係事務の表を削除する。

「個人番号カード再交付手数料：1件につき800円」を削除

### 3 施行期日

令和3年9月1日

## 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

特例措置の対象を次のとおりとする。

		現 行	改正後
対 象 保 険 税	年 度	令和元年度分及び 令和2年度分	令和2年度分及び 令和3年度分
	納 期 限 (特別徴収の場合は、 年金給付の支払日)	令和2年2月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
提 出 期 限		市長が定める日 (令和3年3月31日)	市長が定める日 (令和4年3月31日)

### 3. 施行期日

公布の日から施行する。

## 八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

### 2 改正の内容

特例の対象となる保険料をつぎのとおり改正する。

		現行	改正後
対象 保 険 料	年 度	令和元年度分及び 令和2年度分	令和2年度分及び 令和3年度分
	納 期 限 (特別徴収の場合は、 年金給付の支払日)	令和2年2月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

※ 提出期限は市長が別に定める日（令和4年3月31日）とする。

### 3 施行期日

公布日から施行する。

物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 発生日時 令和3年2月16日(火)午前9時20分頃
- 2 発生場所 八戸市是川一丁目の要介護認定調査訪問先
- 3 事故概要 職員が要介護認定調査のため公用車にて訪問先に到着し駐車した際、後方の確認不足によりカーポートに車両後部が接触し、柱を損傷させたもの。
- 4 損害賠償額 78,166円
- 5 専決処分日 令和3年4月30日
- 6 示談成立日 令和3年5月11日

## 令和3年度八戸市総合防災訓練の実施について

### 1 目 的

八戸市地域防災計画に基づき、国、県、その他の防災関係機関及び地域住民参加のもと、地震・津波災害発生時の応急対策、救援物資の集積・供給の防災拠点としての運用、避難行動及び施設設備の被害への対応を、迅速かつ円滑に実施できるように訓練するとともに、防災対策の強化、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

なお、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うとともに、ワクチン集団接種に影響を及ぼすことがないよう訓練実施エリア・訓練時間を工夫して行うものとするが、市内及び県内の感染症の発生状況、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施区域の指定状況により、更なる規模の縮小又は中止となる可能性もある。

### 2 実施日時

令和3年6月27日（日）午前8時～11時10分

### 3 実施場所

根城地区（長根屋内スケート場、長根公園内の各施設、根城小学校、総合福祉会館）

### 4 主 催

八戸市、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、八戸圏域水道企業団

### 5 参加人員

60団体 約830名

根城地区連合町内会、根城地区連合町内会自主防災会 等

根城小学校・江南小学校・根城中学校の一部

防災関係機関・団体（陸海空自衛隊、県防災航空隊、災害協定締結団体等）

### 6 訓練項目

#### (1) 災害発生時初期対応訓練

ライフライン企業等との情報伝達訓練、ほっとスルメール発信訓練 等

#### (2) 地震・津波避難対応訓練

地域住民による根城小学校への避難訓練

児童・生徒による長根屋内スケート場での避難訓練 等

#### (3) 地域自主防災訓練

根城小学校での避難所開設・運営訓練 等

#### (4) 救援物資集積等訓練

トラック協会等による物資搬入・集積・搬出訓練

#### (5) 地震・津波被災現地災害対応訓練

自衛隊等による道路啓開・瓦礫撤去訓練 等

#### (6) 展示・体験訓練

長根屋内スケート場駐車場での災害協定締結団体・防災関係機関による展示 等